

亀山市青少年総合支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第3号

亀山市青少年総合支援センター規則の一部を改正する規則

(別紙)

亀山市教育委員会規則第3号

亀山市青少年総合支援センター規則の一部を改正する規則

第1条 亀山市青少年総合支援センター規則（平成17年亀山市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（職員） 第3条 センターに、所長、主任及び<u>補導員</u>を置く。 [2～4 略] [項を削る。] （支援員） 第4条 <u>センターに支援員を置く。</u> 2 <u>支援員は、センターの業務計画に基づき、相談業務に従事するものとする。</u> 3 <u>支援員は、社会福祉法人社会福祉協議会及び地域福祉課の職員のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」</u>	（職員） 第3条 センターに、所長、主任、<u>補導員及び支援員</u>を置く。 [2～4 略] 5 <u>支援員は、センターの業務計画に基づき、青少年の自立支援に関する相談業務及び補導・支援機関等との連絡調整業務に従事する。</u> [条を加える。]

<u>という。）が委嘱し又は任命する。</u> <u>4 支援員の任期は、1年とする。</u> <u>5 支援員は、再任されることができる。</u> (補導委員) <u>第5条</u> [略] [2 略] 3 補導委員は、青少年補導関係機関、青少年補導関係団体及び有識者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。 [4及び5 略] (補導委員証の交付) <u>第6条</u> [略] (その他) <u>第7条</u> [略]	(補導委員) <u>第4条</u> [略] [2 略] 3 補導委員は、青少年補導関係機関、青少年補導関係団体及び有識者のうちから<u>亀山市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が委嘱する。 [4及び5 略] (補導委員証の交付) <u>第5条</u> [略] (その他) <u>第6条</u> [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

第2条 亀山市青少年総合支援センター規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
[条を削る。]	<u>(補導委員)</u> <u>第5条</u> センターに、補導委員を置く。 <u>2 補導委員は、センターの業務計画に基づき、街頭補導、関係機関への連絡等の青少年の補導業務に従事するもの</u>

	とする。
	<u>3 補導委員は、青少年補導関係機関、青少年補導関係団体及び有識者のうちから教育委員会が委嘱する。</u>
	<u>4 補導委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
	<u>5 補導委員は、再任されることができ</u> <u>る。</u>
(補導委員証の交付)	(補導委員証の交付)
<u>第5条</u> [略]	<u>第6条</u> [略]
(その他)	(その他)
<u>第6条</u> [略]	<u>第7条</u> [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年7月1日から施行する。